

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 農水産業協同組合貯金保険</p> <p>第一節 保険関係（第四十九条）</p> <p>第二節 保険料の納付（第五十条 第五十四条）</p> <p>第三節 保険金等の支払（第五十五条 第六十条の三）</p> <p>第四節 資金援助（第六十一条 第六十九条）</p> <p>第三章の二 資金決済に関する債権者の保護（第六十九条の二 第六十 九条の四）</p> <p>第四章 貯金等債権の買取り（第七十条 第七十三条）</p> <p>第五章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、農水産業協同組合の貯金者等の保護及び経営困難農 水産業協同組合に係る資金決済の確保を図るため、農水産業協同組合が 貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と貯金等債権の 買取りを行うほか、経営困難農水産業協同組合に関し、合併等に対する</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 農水産業協同組合貯金保険</p> <p>第一節 保険関係（第四十九条）</p> <p>第二節 保険料の納付（第五十条 第五十四条）</p> <p>第三節 保険金等の支払（第五十五条 第六十条の二）</p> <p>第四節 資金援助（第六十一条 第六十九条）</p> <p>第四章 貯金等債権の買取り（第七十条 第七十三条）</p> <p>第五章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、農水産業協同組合の貯金者等の保護を図るため、農 水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支 払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難農水産業協同組合に関し 、合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対</p>

適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2～8 (略)

9 この法律において「付保貯金移転」とは、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務の他の農水産業協同組合による引受けであつて、当該債務に第五十六条第一項から第三項まで(同項の規定を第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。)(及び第五十六条の二第一項の規定(以下「保険金計算規定」という。)(により計算した保険金の額に対応する貯金等に係る債務を含むもの(信用事業の譲渡又は譲受け(以下「信用事業譲渡等」という。)(に伴うものを除く。)(をいう。

10 (略)

(権限)

第十五条 次章から第五章まで、第七章及び第八章に規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一～五 (略)

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

三の二 第六十九条の三の規定による資金の貸付け

応するための措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2～8 (略)

9 この法律において「付保貯金移転」とは、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務の他の農水産業協同組合による引受けであつて、当該債務に第五十六条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する貯金等に係る債務を含むもの(信用事業の譲渡又は譲受け(以下「信用事業譲渡等」という。)(に伴うものを除く。)(をいう。

10 (略)

(権限)

第十五条 次章、第四章、第五章、第七章及び第八章に規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一～五 (略)

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四〇七 (略)

八 第百十一条又は第百十二条において準用する第六十九条の三の規定による資金の貸付け

九・十 (略)

(一般貯金等に係る保険料の額)

第五十一条 貯金等(決済用貯金(次条第一項に規定する決済用貯金をいう。次項において同じ。))以外の貯金等に限るものとし、外貨貯金その他政令で定める貯金等を除く。以下「一般貯金等」という。)に係る保険料の額は、各農水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間の各日(日曜日その他政令で定める日を除く。次条第一項において同じ。)(における一般貯金等の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下「保険料率」という。))を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)(に要する費用(決済用貯金に係るものを除く。))の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の農水産業協同組合に対し差別的取扱い(農水産業協同組合の経営の健全性に応じてするものを除く。)(をしないように定められなければならない。

三〇五 (略)

(決済用貯金に係る保険料の額)

四〇七 (略)

八 第百十一条又は第百十二条の規定による資金の貸付け

九・十 (略)

(保険料の額)

第五十一条 保険料の額は、各農水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間の各日(日曜日その他政令で定める日を除く。)(における貯金等(外貨貯金その他の政令で定める貯金等を除く。))の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下「保険料率」という。))を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)(に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の農水産業協同組合に対し差別的取扱い(農水産業協同組合の経営の健全性に応じてするものを除く。)(をしないように定められなければならない。

三〇五 (略)

第五十一条の二 次に掲げる要件のすべてに該当する貯金（外貨貯金その他政令で定める貯金を除く。以下「決済用貯金」という。）に係る保険料の額は、各農水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間の各日における決済用貯金の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

一 その契約又は取引慣行に基づき第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引に用いることができるものであること。

二 その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。

三 利息が付されていないものであること。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項に規定する率について準用する。この場合において、同条第二項中「係るものを除く。」とあるのは、「係るものに限る。」と読み替えるものとする。

（一般貯金等に係る保険金の額等）

第五十六条 一般貯金等（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める一般貯金等を除く。以下「支払対象一般貯金等」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象一般貯金等に係る債権（その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第三項の仮払金（支払対象一般貯金等に係るものに限る。以下この条において同じ）

（保険金の額等）

第五十六条 保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等（外貨貯金その他の政令で定める貯金等を除く。以下この条、次条、第六十条及び第六十条の二において同じ。）に係る債権（その者が前条第一項の請求をした時において現に有するもの（同条第三項の仮払金の支払又は第百十一条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）に限る

。の支払又は第百十一条において準用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。次項において同じ。ののうち元本の額（農林債券にあつては、その発行により払込みを受けた金銭の額。以下同じ。）及び利息等（当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）に相当する金額とする。

2 支払対象一般貯金等に係る保険金の額は、前項の元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が政令で定める金額（以下「保険基準額」という。）を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 支払対象一般貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつていないものと担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的となつていないものに係る元本を先とする。

二 支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の低いものに係る元本を先とする。

。次項及び次条において同じ。ののうち元本の額（農林債券にあつては、その発行により払込みを受けた金銭の額。以下同じ。）及び利息等（当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）で、前条第一項の請求があつたものに相当する金額とする。

2 前項の元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が政令で定める金額（以下「保険基準額」という。）を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつていないものと担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的となつていないものに係る元本を先とする。

二 貯金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、貯金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人については二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつていているものが同一人については二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 保険事故に係る貯金者等が当該保険事故について前条第三項の仮払金の支払を受けている場合又は第百十一条において準用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しを受けている場合におけるその者の支払対象一般貯金等に係る保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び第百十一条において準用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機構に払い戻されるべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

4 (略)

(決済用貯金に係る保険金の額)

第五十六条の二 決済用貯金（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用貯金を除く。以下「支払対象決済用貯金」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象決済用貯金に係る債権（その者が第五十五条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第

四 前号の場合において、貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人については二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 貯金等に係る債権で担保権の目的となつていているものが同一人については二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 保険事故に係る貯金者等が当該保険事故について前条第三項の仮払金の支払を受けている場合又は第百十一条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受けている場合におけるその者の保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び同条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機構に払い戻されるべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

4 (略)

三項の仮払金（支払対象決済用貯金に係るものに限る。次項において同じ。）の支払又は第六十九条の三第一項（第百十一条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の貸付けに係る支払対象決済用貯金の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）のうち元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）に相当する金額とする。

2 前条第三項の規定は、その有する支払対象決済用貯金に關し、保険事故に係る貯金者が当該保険事故について第五十五条第三項の仮払金の支払を受けている場合又は第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象決済用貯金の払戻しを受けている場合について準用する。この場合において、前条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「第五十六条の二第一項の規定にかかわらず、当該規定」と読み替えるものとする。

（確定拠出年金に係る貯金等の特例）

第五十六条の三 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号口に規定する資産管理機関（同法第八条第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第二条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）（以下「資産管理機関等」という。）である場合におけるその者の保険金の額は、保険金計算規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

（確定拠出年金に係る貯金等の特例）

第五十六条の二 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号口に規定する資産管理機関（同法第八条第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第二条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）（以下「資産管理機関等」という。）である場合におけるその者の保険金の額は、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機関等の支払対象貯金等（支払対象一般貯金等又は支払対象決済用貯金をいう。以下同じ。）に係る債権（当該支払対象貯金等を有する貯金者等が第五十五条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第三項の仮払金の支払又は第六十九条の三第一項（第百十一条において準用する場合を含む。）の貸付に係る支払対象貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。以下この条において同じ。）のうち確定拠出年金の積立金（確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等（同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日（以下この項において「保険事故日」という。）において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金額の部分（次項において「個人別管理資産額相当支払対象貯金等債権」という。）を当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象貯金等に係る債権について保険金計算規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて保険金計算規定により保険

一 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金（確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等（同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日（以下この項において「保険事故日」という。）において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金額の部分（次項において「個人別管理資産額相当貯金等債権」という。）を当該加入者等の貯金等に係る債権とみなして前条第一項から第三項までの規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権について前条第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて前条第一項から第三項までの規定に

金の額とされる金額

2 前項第一号の規定により第五十六条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権と当該資産管理機関等の支払対象貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象貯金等債権があるときは、当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の支払対象貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象貯金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 (略)

4 第一項の場合における第二条第九項の規定の適用については、同項中「及び第五十六条の二第一項」とあるのは、「第五十六条の二第一項並びに第五十六条の三第一項及び第二項」とする。

より保険金の額とされる金額

2 前項第一号の規定により前条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の貯金等に係る債権と当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債権があるときは、当該加入者等の貯金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 (略)

4 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項」とする。

一 第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務を他の農水産業協同組合が引き受けるとき。 第一条第九項

二 第一項の場合において、第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたとき。 第六十条第一項

三 第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合が信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するとき。 第六十一条第二項第三号

(削る。)

(債権の取得等)

第六十条 機構は、第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があったときは、当該請求に係る貯金者等に対して保険金計算規定により支払われるべき保険金の額に応じ、政令で定めるところにより、当該貯金者等が農水産業協同組合に対して有する支払対象貯金等に係る債権を取得する。

2 機構は、前項の規定により取得した支払対象貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつているものがあるときは、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまでを限り、当該担保権の目的となつている支払対象貯金等に係る債権(機構が取得した部分に限る。)の額に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、保険金の支払を保留することができる。

3 機構は、貯金者等に対し第五十五条第三項の仮払金の支払をしたときは、その支払金額(第五十六条第四項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く。)に応じ、政令で定めるところにより、当該貯金者等が農水産業協同組合に対して有する支払対象貯金等に係る債権を取得する。

5 第一項の場合において、機構が第百十一条第一項各号に掲げる農水産業協同組合から貯金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の規定の適用については、同項中「第五十六条第一項から第三項まで」とあり、及び「同条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項」とする。

(債権の取得等)

第六十条 機構は、第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があったときは、当該請求に係る貯金者等に対して第五十六条第一項から第三項までの規定により支払われるべき保険金の額に応じ、政令で定めるところにより、当該貯金者等が農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権を取得する。

2 機構は、前項の規定により取得した貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつているものがあるときは、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまでの間、当該担保権の目的となつている貯金等に係る債権(機構が取得した部分に限る。)の額に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、保険金の支払を保留することができる。

3 機構は、貯金者等に対し第五十五条第三項の仮払金の支払をしたときは、その支払金額(第五十六条第四項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く。)に応じ、政令で定めるところにより、当該貯金者等が農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権を取得する。

(課税関係)

第六十条の二 貯金者等有する支払対象貯金等(第二条第二項第四号に掲げるものうち割引の方法により発行される農林債券に係るものを除く。)に係る債権(以下この項において「支払対象貯金等債権」という。)について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に應じて機構が取得する支払対象貯金等債権のうち利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該支払対象貯金等債権に係る支払対象貯金等の次の各号に掲げる区分に應じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一(五) (略)

2 (略)

(決済用貯金に係る保険金の支払等のための措置)

第六十条の三 農水産業協同組合は、保険事故が発生した場合における支払対象決済用貯金に係る保険金の支払又は支払対象決済用貯金の払戻しの円滑の確保を図るため、電子情報処理組織の整備その他の主務省令で定める措置を講じなければならない。

2 主務大臣は、前項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、農水産業協同組合に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。

(資金援助の申込み)

(課税関係)

第六十条の二 貯金者等有する貯金等(第二条第二項第四号に掲げるものうち割引の方法により発行される農林債券に係るものを除く。)に係る債権(以下この項において「貯金等債権」という。)について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に應じて機構が取得する貯金等債権のうち利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該貯金等債権に係る貯金等の次の各号に掲げる区分に應じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一(五) (略)

2 (略)

(資金援助の申込み)

第六十一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 信用事業譲渡等で経営困難農水産業協同組合がその信用事業を他の農水産業協同組合に譲渡するもの(信用事業の一部を譲渡するものにあつては、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務の引受けであつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する貯金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。)

四 (略)

3~6 (略)

第三章の二 資金決済に関する債権者の保護

(決済債務の保護)

第六十九条の二 為替取引その他の農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引として政令で定める取引に関し農水産業協同組合が負担する債務(外国通貨で支払が行われるものを除き、農水産業協同組合その他の金融業を営む者で政令で定める者以外の者の委託に起因するものその他主務省令で定めるものに限る。以下「決済債務」という。)であつて、かつ、支払対象決済用貯金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの(以下「特定決済債務」という。)については、これを支払対象決済用貯金に係る債務と、特定決済債務に係る債権を支払対象決済用貯金に係る債権と、特定決済債務に係る債権者を貯金者と、特定決済債務の額を

第六十一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 信用事業譲渡等で経営困難農水産業協同組合がその信用事業を他の農水産業協同組合に譲渡するもの(信用事業の一部を譲渡するものにあつては、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務の引受けであつて当該債務に第五十六条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する貯金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。)

四 (略)

3~6 (略)

支払対象決済用貯金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用貯金の払戻しとそれぞれみなして、この法律の規定（第六十条の二、この章及び第七十三条の規定並びに第十一十一条の規定及び当該規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、第五十一条の二第一項中「次に掲げる要件のすべてに該当する貯金（外貨貯金その他政令で定める貯金を除く。以下「決済用貯金」という。）に係る保険料」とあるのは「特定決済債務に係る保険料」と、第五十六条の二第一項中「決済用貯金（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用貯金を除く。以下「支払対象決済用貯金」という。）に係る保険料」とあるのは「特定決済債務に係る保険料」と、「のうち元本の額」とあるのは「の額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用貯金」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」と、第五十七条の二第四項中「貯金等」とあるのは「特定決済債務」と、第六十条の三第一項中「支払対象決済用貯金」とあるのは「特定決済債務」とする。

2 決済債務が一般貯金等の払戻しを行う場合に消滅するものであるときは、当該決済債務の額に相当する金額の当該一般貯金等については、決済用貯金とみなす。

（決済債務の弁済のための資金の貸付け）

第六十九条の三 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済（第五十六条の二第二項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用貯金又は特定決済債務につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経

て、当該決済債務に係る第五十六条の二第一項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができ。

一 第八十三条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合

二 破産の宣告を受けた者（当該破産の宣告を受ける前において農水産業協同組合であつた者に限る。）

三 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

四 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

2 第六十五条第四項の規定は前項の規定による決定をしようとするときについて、同条第五項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第六項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る」とあるのは、「に係る」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは、当該農水産業協同組合に係る破産手続又は再生手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める決定より前にされたものとみなす。

一 第一項第二号に掲げる者 当該破産宣告

二 再生手続開始の決定を受けた経営困難農水産業協同組合 当該再生手続開始の決定

4 第一項の決定に基づく資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、第六十五条第二項の適用については、同項の資金援助に要すると見込まれる費用とみなす。

5 第一項第二号に掲げる者は、同項の貸付けに係るこの法律の規定の適用については、農水産業協同組合とみなす。

(決済債務に係る破産法等の特例)

第六十九条の四 決済債務を負担する農水産業協同組合及び決済債権者(当該決済債務に係る債権を有し、かつ、当該農水産業協同組合に対して他の決済債務を負担する他の農水産業協同組合その他の金融機関(当該他の農水産業協同組合その他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得し、又は当該他の決済債務を引き受けた者を含む。) をいう。以下この項において同じ。) が、相互に負担する決済債務を継続的に相殺することによりその全部又は一部を消滅させることを内容とする契約を当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生する前に締結している場合において、当該契約の対象となる決済債務が当該農水産業協同組合に係る支払の停止等(支払の停止又は破産若しくは再生手続開始の申立てをいう。以下この項において同じ。) より後に生じたときであつて当該農水産業協同組合に係る前条第一項(第一百十一条において準用する場合を含む。) の規定による貸付けを行う旨の決定があつたときは、当該決済債権者は、破産法第四百四条及び民事再生法第九十三条の規定にかかわらず、その有する債権に係る当該農水産業協同組合が負担する次の各号に掲

げる決済債務をその負担する当該各号に定める決済債務と相殺することができる。

一 当該支払の停止等より前に生じた決済債務 当該支払の停止等から当該支払の停止等に係る破産宣告若しくは再生手続開始の決定（以下この号において「破産宣告等」という。）までの間に生じた当該農水産業協同組合に対して負担する決済債務（当該支払の停止等より前に生じた原因に基づくものを除く。）又は当該破産宣告等より後に生じた当該農水産業協同組合に対して負担する決済債務

二 当該支払の停止等より後に生じた決済債務 当該農水産業協同組合に対して負担する決済債務

2 民法第六百五十三条の規定は、決済債務に係る当該農水産業協同組合が締結している委任契約については、適用しない。

（管理人の選任等）

第八十五条（略）

2 4（略）

5 民事再生法第六十条、第六十一条第一項、第七十条及び第七十一条の規定は管理人について、民法第四十四条第一項の規定は被管理農水産業協同組合について、それぞれ準用する。この場合において、民事再生法第六十一条第一項中「裁判所」とあるのは「都道府県知事（当該管理人の管理に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものである場合にあっては、主務大臣。以下同じ。）」と、同法第七十条第一項ただし書中「裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は」とあるのは「都道府県知事の承認を得て、」と、同法第七十一条第一項中

（管理人の選任等）

第八十五条（略）

2 4（略）

5 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十条、第六十一条第一項、第七十条及び第七十一条の規定は管理人について、民法第四十四条第一項の規定は被管理農水産業協同組合について、それぞれ準用する。この場合において、民事再生法第六十一条第一項中「裁判所」とあるのは「都道府県知事（当該管理人の管理に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものである場合にあっては、主務大臣。以下同じ。）」と、同法第七十条第一項ただし書中「裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は」とあるのは「都道府県知事の承認を得

「管財人代理」とあるのは「管理人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「都道府県知事の承認」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「管理人」と読み替えるものとする。

（貯金等の払戻しのための資金の貸付け）

第百十一条 第六十九条の三の規定は、同条第一項各号に掲げる者から支払対象貯金等の払戻し（保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する支払対象貯金等につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十六条の二第一項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定」とあるのは、「当該支払対象貯金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。

て、」と、同法第七十一条第一項中「管財人代理」とあるのは「管理人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「都道府県知事の承認」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「管理人」と読み替えるものとする。

（貯金等の払戻しのための資金の貸付け）

第百十一条 機構は、次に掲げる農水産業協同組合から貯金等の払戻し（第五十六条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する貯金等につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貯金等に係る同条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一 第八十三条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合

二 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

三 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

2 | 第六十五条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による決定について準用する。

3 | 再生手続開始の決定を受けた経営困難農水産業協同組合に対してされた第一項の規定による貸付けは、当該経営困難農水産業協同組合に係る再生手続又は破産手続における機構以外の債権者との関係においては、

(資産価値の減少防止のための資金の貸付け)

第百十二条 第六十九条の三(第三項及び第四項を除く。)の規定は、同条第一項各号に掲げる者(同項第一号に掲げる者にあつては、破産又は再生手続開始の申立てがあつた後に限る。)からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十六条の二第一項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは、「その必要の限度において」と読み替えるものとする。

(立入検査)

第百十七条 (略)

2~5 (略)

6 (略)

一 (略)

二 第五十七条の二第四項及び第六十条の三第一項に規定する措置が講ぜられていること。

当該再生手続開始の決定より前にされたものとみなす。

4 第一項の決定に基づく資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、第六十五条第二項の適用については、同項の資金援助に要すると見込まれる費用とみなす。

(資産価値の減少防止のための資金の貸付け)

第百十二条 機構は、前条第一項各号に掲げる農水産業協同組合(同項第一号に掲げる農水産業協同組合にあつては、再生手続開始の申立てがあつた後に限る。)からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る資金の貸付けを行う旨の決定をすることができる。

2 第六十五条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による決定について準用する。

(立入検査)

第百十七条 (略)

2~5 (略)

6 (略)

一 (略)

二 第五十七条の二第四項に規定する措置が講ぜられていること。

三 (略)

7 (略)

第二百二十九条 (略)

一 (略)

二 第五十八条第四項(第五十九条第五項及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第六十五条第五項(第六十九条第四項及び第六十九条の三第二項(第一百一十一条及び第一百二十二条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、第七十七条第三項、第七十九条第二項、第一百一条第二項、第一百三十二条第二項又は第一百六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 第六十五条第四項(第六十九条第四項及び第六十九条の三第二項(第一百一十一条及び第一百二十二条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、)の規定による主務大臣の認可を受けずに第六十五条第一項、第六十九条第一項又は第六十九条の三第一項(第一百一十一条及び第一百二十二条において準用する場合を含む。))の規定による決定をした機構の役員は、五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十二条 (略)

一 (略)

二 第六十条の三第二項の規定による命令に違反したとき。

三 (略)

四 (略)

五 (略)

三 (略)

7 (略)

第二百二十九条 (略)

一 (略)

二 第五十八条第四項(第五十九条第五項及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第六十五条第五項(第六十九条第四項、第一百一十一条第二項及び第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。)、第七十七条第三項、第七十九条第二項、第一百一条第二項、第一百三十二条第二項又は第一百六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 第六十五条第四項(第六十九条第四項、第一百一十一条第二項及び第一百二十二条第二項において準用する場合を含む。))の規定による主務大臣の認可を受けずに第六十五条第一項、第六十九条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百二十二条第一項の規定による決定をした機構の役員は、五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十二条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

255 (略)

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により主務大臣の認可（第六十五条第四項（第六十九条第四項及び第六十九条の三第二項（第一百十一条及び第一百十二条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定によるものを除く。）又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二七八 (略)

附則

（決済用貯金に関する特例）

第六条の三の二 特定貯金（附則第六条の二第一項第一号に規定する特定貯金をいう。）であつて決済用貯金に該当しないものについては、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間、決済用貯金とみなす。この場合における第五十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「元本の額（その額）」とあるのは、「元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額）」とする。

255 (略)

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により主務大臣の認可（第六十五条第四項の規定によるものを除く。）又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二七八 (略)

附則

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 農水産業協同組合貯金保険機構の権限（第三十四条 第四十 六条の二）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（<u>決済債務の弁済等の許可</u>）</p> <p>第二十八条 再生手続開始の決定があつた農水産業協同組合に対し農水産 業協同組合貯金保険法第六十九条の三第一項（同法第一百十一条において 準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があ るときは、民事再生法第八十五条第一項の規定にかかわらず、裁判所は 、再生債務者等の申立てにより、農水産業協同組合貯金保険法第六十九 条の三第一項に規定する決済債務の弁済又は同法第一百十一条に規定する 支払対象貯金等の払戻しを許可することができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は払戻 しを行う貯金等の種別、弁済又は払戻し（以下「<u>弁済等</u>」という。）の 限度額及び弁済等をする期間を定めなければならない。この場合におい</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 農水産業協同組合貯金保険機構の権限（第三十四条 第四十 六条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（<u>貯金等の払戻しの許可</u>）</p> <p>第二十八条 再生手続開始の決定があつた農水産業協同組合に対し農水産 業協同組合貯金保険法第一百十一条第一項の規定による資金の貸付けを行 う旨の決定があるときは、民事再生法第八十五条第一項の規定にかかわ らず、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、農水産業協同組合貯金 保険法第一百十一条第一項の貯金等の払戻しを許可することができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の許可と同時に、払戻しを行う貯金等の種別、払戻し の限度額及び払戻しをする期間を定めなければならない。この場合にお いては、当該期間の末日は、再生債権届出期間の末日より前の日でなけ</p>

ては、当該期間の末日は、再生債権届出期間の末日より前の日でなければならぬものとする。

3 (略)

(決済債務の弁済等の許可)

第四十六条の二 破産の宣告を受けた農水産業協同組合に対し農水産業協同組合貯金保険法第六十九条の三第一項(同法第百十一条において準用する場合を含む。)の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、破産法第十六条の規定にかかわらず、裁判所は、破産管財人の申立てにより、農水産業協同組合貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する決済債務の弁済又は同法第百十一条に規定する支払対象貯金等の払戻しを許可することができる。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う貯金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間を定めなければならない。この場合においては、当該期間の末日は、裁判所の定めた債権届出の期間の末日より前の日でなければならないものとする。

3 裁判所は、前項の規定による定めをするときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

ればならないものとする。

3 (略)